

## [事案 24-61] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 3 月 4 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の前の契約と遜色のない契約であるとの錯誤により契約したとして契約の無効と既払保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 16 年 11 月に利率変動型積立終身保険に加入したが、勧誘の際、募集人に対し、当時契約していた他社の保険契約の証券を示し、これと遜色ない保険であれば、加入旨を伝えたところ、本件契約を示されたので、新たな契約に加入しても不利益はないものと誤信し、加入した。加入の際、月々の保険料が他社契約より高くなっていることに気づき追及すると、「計算間違いをした」とのことで申込書を訂正することとなり、「訂正すると保険内容が変わるのではないかと確認すると、「変わらない」との回答であったため訂正に応じた。実際には積立部分が前の保険（他社契約）に比較して少額である等、遜色ないものではないことが判明したので、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時には、設計書を用いて保険内容を説明しており、申立人に本件契約の内容は理解いただいたと判断している。他社契約と遜色ないものであるかどうかは、申立人の価値判断に委ねざるを得ないが、他社契約の内容について証拠書類が提供されていないため、判断することができない。
- (2) 加入時に契約内容の変更を行ったが、それは、申立人の保険料水準に関する要望にこたえるために保険内容を変更したものであり、申立人に変更前後の内容について説明を行い、その場で、申込書に印字された特約ごとの保険料と合計保険料額について申立人の了解を得て手書きにて訂正し申立人の訂正印をいただいている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### 1. 錯誤について

- (1) 申立人は募集人に対し、他社契約の保険証券を提示して「遜色ないものであれば契約をする」と伝えたとしているが、遜色がないとは契約のどの点に着目して遜色がないというのか判然とせず、この点は事情聴取においても明確ではなく、唯一明らかであるのは、積立金部分が少なく、解約返戻金が他社契約に比較して少ないということである。このような解約返戻金の多少という事項は、契約締結の動機ということになり、動機として認識した事実が、実際の事実と異なる場合を動機の錯誤といい、契約締結時に、保険会社に対し、この動機が表示されて初めて民法 95 条の錯誤となるか否かの問題になる。
- (2) 本件において、当事者双方の事情聴取の結果を踏まえても、申立人において、保険会社に表

示したのは、「前の契約と遜色ないもの」ということのみであり、解約返戻金について、具体的に動機として表示されたと認めることはできず、この点において、申立人の錯誤による契約の無効を認めることはできない。

- (3) その他の契約内容に関しても、申立人は契約内容を示した申込書を提示され、これに署名押印しているのであり、契約内容を認識していたと認められることから、他に特段の事情のない限り、錯誤による無効を認定することは困難である。

## 2. 和解案について

- (1) 以上のとおり、申立人の錯誤無効の主張を認めることは困難であり、申立人の既払込保険料の返還の請求は認められないものの、本件においては、募集行為に以下のとおりの問題がある。
- (2) 申立人は、他社契約の証券を示して、抽象的ではあるものの、これと遜色ない保険ならば加入の意思がある旨告げている。ところが保障内容が優れているか否か（遜色があるか否か）は別として、他社契約は終身保険であるのに、申立契約の主契約はファンドであること等明らかに内容の異なる保険である。従って、募集人としては両保険の相違点を比較して説明する必要があり、またその際に申立人の意向を十分に聴取して、適切な保険契約を締結する必要があったにもかかわらず、このような行為を怠っている。
- (3) 本件の説明時間は、書類作成を含め 20 分であって、本件商品の特性から考えて、明らかに説明不足である。これは申立人が多忙であり、十分な説明時間を得られなかったという事にも原因があり、申立人にも責任はあるが、日を改めて説明することなく契約に至ったのは、募集人側の事情が主であることは事情聴取の結果等からも明らかであり、本件紛争の原因は募集人側の責任が大きいと言える。
- (4) 加えて、募集時に申立人は保険料が他社契約に比較して高額となる点を問題としたところ、募集人は十分な説明をすることもなく、ファンドの部分を著しく減額し、子供の保障を削減する等、さしたる説明もなく契約内容を変更して保険料を合わせるための小手先の方法を用いる等をしている点は著しく不誠実な対応であると言える。
- (5) よって、本件の紛争の責任は申立人の側にも原因があるものの、募集人の事情による説明不足が大きな要因を占めていることから、かかる事情は契約の効力には影響しないとしても、和解が妥当であると思料する。